平成２４年（フ）第４２号
青森県北津軽郡鶴田町大字廻堰字稲川３番地４
債務者　株式会社稲川工業
代表者代表取締役　長谷川清久
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩谷　直子
4　破産債権の届出期間　平成24年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月19日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
青森県北津軽郡鶴田町大字菖蒲川字前田242番１
債務者　有限会社カーサービス稲川
代表者代表取締役　加賀谷文吾
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　史行
4　破産債権の届出期間　平成24年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月19日午後３時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第４６号
青森県北津軽郡鶴田町大字廻堰字玉柄１番地１
債務者　有限会社稲川石材センター
代表者代表取締役　加賀谷忠栄
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　　孝
4　破産債権の届出期間　平成24年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月19日午後２時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第７０号
青森県八戸市大字大久保字大山13番地の１
債務者　有限会社フジタ食品
代表者取締役　藤田　洋文
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　弘晃
4　破産債権の届出期間　平成24年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月４日午前10時
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１３２６号
横浜市中区不老町１丁目６番地９
債務者　株式会社都市環境デザイン研究所
代表者代表取締役　浦島　達也
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱田　　崇
4　破産債権の届出期間　平成24年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月２日午前11時50分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３２４号
熊本県上天草市松島町阿村5184番地の３
債務者　有限会社黄金海運
代表者仮代表取締役　近藤　剛史
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北島　武典
4　破産債権の届出期間　平成24年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月25日午前11時
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２６０号
静岡県浜松市北区新都田５丁目３番15号、代表者の住所静岡県湖西市新所原２丁目８番５号
債務者　有限会社ミズホサーベイ
代表者代表取締役　尾崎　水穂
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多和田洋二
4　破産債権の届出期間　平成24年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午後３時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第８５号
富山県高岡市蓮花寺35番地の１
債務者　水上建設株式会社
代表者代表取締役　水上　恭一
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　利光
4　破産債権の届出期間　平成24年８月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午前10時15分
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第３２５号
岡山市南区市場１丁目１番地
債務者　株式会社ウロコ水産
代表者代表取締役　寺坂　裕一
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上西　芳樹
4　破産債権の届出期間　平成24年８月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月28日午前11時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２９４号
神奈川県平塚市万田324番地の１
債務者　澤地　昌幸
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　大良
4　破産債権の届出期間　平成24年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月19日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１８０号
山梨県甲府市大里町2338番地１、住民票上の住所山梨県甲府市大里町2339番地
債務者　切刀　利幸
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　泰徳
4　破産債権の届出期間　平成24年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月28日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３５４号
兵庫県尼崎市栗山町２丁目20番１号、前住所大阪府豊中市蛍池東町４丁目14番26―202号
債務者　永吉　光雄
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梶尾　節生
4　破産債権の届出期間　平成24年７月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４３号
茨城県水戸市吉沢町1056―３　ストラーダ吉沢Ｂ101号室、住民票上の住所青森県五所川原市みどり町２丁目63番地
債務者　長谷川清久
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩谷　直子
4　破産債権の届出期間　平成24年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第４５号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津214番地６
債務者　加賀谷文吾
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　史行
4　破産債権の届出期間　平成24年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月19日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係